

臨床発達心理士は

心理士の国家資格化（公認心理師）に併せ

生まれ変わります

2017年度認定よりの主な変更点

- 公認心理師有資格者タイプの申請が新たに設定されます
- 現職者タイプでは筆記試験による認定を選ぶことができます
- Eタイプによる申請は2018年度をもって廃止となります

臨床発達心理士資格は、人の生涯に渡る発達とその支援に関する高い専門性をもち、発達の観点に立つアセスメントと支援技術を有することを示す資格です。

「障害」の有無にかかわらず、どんな人にもその生涯発達にに応じて支援ニーズがあると捉え、インクルーシブな視点から“人”を支える専門家です。

子育て支援、特別支援教育、虐待、不登校、いじめ、就労支援、高齢者支援など、社会・文化的な状況と密接に関連して起こる諸問題に対し、クリニックや相談機関だけではなく、保育所や学校などの日常の生活の場で支援を行っています。

★臨床発達心理士は、関連4学会（日本発達心理学会・日本感情心理学会・日本教育心理学会・日本コミュニケーション障害学会）の連合資格です。

★2002年に認定が開始され、2015年度までに約4000名が認定されています。現在、北海道から九州・沖縄までの20支部において、臨床発達心理士がそれぞれの地域で活躍しています。2009年度からは臨床発達心理士スーパーバイザー資格も認定しています。

★申請できるのは、①大学院修士課程修了（見込）者や、②多様な分野で臨床発達に携わる現職者や、③大学等の研究者や、④公認心理師です。

★申請条件としては、大学院における指定科目の単位取得、または資格認定委員会が主催する講習会を受講していること、所定の臨床経験等いくつかが求められます。



一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

<http://www.jocdp.jp/>

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-20-12 山口ビル 8F

FAX : 03-6304-5705

E-mail : shikaku@jocdp.jp